

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 (案)の概要説明

1 条例制定の背景

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準については、これまで国が定めた基準を自治体に義務付け・枠付けされてきたところですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)(第3次一括法)により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の一部が改正され、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を条例で定めることとされたことから、新たに条例を整備するものです。

2 条例制定の目的

法第115条の46第4項の規定に基づき、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定に当たっては、法第115条の46第5項の規定により、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に定める基準に従い、又は参酌し定めるものです。

3 条例で定める基準

基準省令の名称	区分	該当する項目
介護保険法施行規則第140条の66	従うべき基準	職員に関する基準及び当該職員の員数 三職種(保健師・社会福祉士・主任ケアマネ)
	参酌すべき基準	その他の事項に係る基準(職員に関する基準及び当該職員の員数以外の事項) 地域包括支援センターは、各被保険者の心身の状況、置かれている環境に応じて、 ・介護給付等対象サービス ・保健医療サービス ・福祉サービス ・権利擁護のための必要な援助 等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

4 国の示す基準に対する本市の基準（案）とその考え方

地域包括支援センターの職員等に係る基準のうち、従うべき基準以外で参酌すべき基準となる「その他の事項に関する基準」については、地域包括支援センターの現在までの取組に加え、特段の事情や地域性も踏まえて十分に参酌した結果、省令で定める基準が適切であると判断したことから、省令と同一の基準を定めるものです。

5 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

本条例は、介護保険法第115条の4第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めることを規定しています。

第2条（職員に係る基準及び当該職員の員数）

包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を規定するものです。

第3条（その他の事項に係る基準）

地域包括支援センターのその他の事項について基準を規定するものです。

附 則

この条例の施行期日を規定するものです。

6 今後のスケジュール

平成26年 12月 1日 ～12月26日	パブリックコメント手続（意見募集）
平成27年 1月13日	政策調整会議（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
1月21日	政策会議（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
1月28日	介護保険運営協議会（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
2月13日	議会全員協議会説明（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
2月 日	議会定例会議案上程
3月 日	文教福祉常任委員会
3月 日	議会本会議採決
3月 日	条例公布
4月 1日	条例施行

7 近隣市の状況

- 木更津市：平成27年4月1日施行予定（平成27年3月議会上程予定）
君津市：平成27年4月1日施行予定（平成27年3月議会上程予定）
富津市：平成27年4月1日施行予定（平成27年3月議会上程予定）
市原市：平成27年4月1日施行予定（平成27年3月議会上程予定）

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める
条例（案）の逐条解説

第 1 条 (趣旨)

この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めることを規定するものです。

【解説】

本条例は、介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「厚生労働省令」という。）で定める基準を介護保険法に規定する事項別に、従うべき基準又は参酌すべき基準とし、定めるものです。

従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分に参照しなければならない基準です。

第2条（職員に係る基準及び当該職員の員数）

地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

【趣旨】

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を規定するものです。

【解説】

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については、従うべき基準であるため、厚生労働省令の基準のとおり定めるものです。

第3条（その他の事項に係る基準）

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センターは、前条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

【趣旨】

地域包括支援センターのその他の事項について基準を規定するものです。

【解説】

地域包括支援センターのその他の事項については、参酌する基準ですが、地域包括支援センターの現在までの取組に加え、特段の事情や地域性も踏まえて十分に参酌した結果、省令で定める基準が適切であると判断したことから、省令と同一の基準を定めるものです。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【主旨】

条例の施行期日について規定するものです。